

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

2022年7月26日

経済産業大臣 萩生田光一 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長
坂本光弘

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 紙)

別表第1 1. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 1. に規定する基準

発生 の 主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)、他社販売電源料、託送収益 (電源線に係る収益を除く。)、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門 (以下「送配電部門」という。) の収益に整理すること。

2. 設定した基準

地帯間販売電源料のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金で手当てされる費用に相当する額、託送収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の3の3第3号の交付金で手当てされる費用に相当する額、及び電気事業雑収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金については、送配電部門以外の収益に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金を送配電部門以外の収益に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法交付金として電気事業営業収益に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金がこれまで送配電部門以外の収益に整理されていたことを踏まえると、当該収益を送配電部門以外の収益に整理する必要があることから、上記基準を設定したもの。

別表第 1 2. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第 1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 2. に規定する基準

2. (1) 発生 of 主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費 (汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。)、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費 (電源線に係る費用を除く。)、他社購入電源費、他社購入送電費 (電源線に係る費用を除く。)、非化石証書購入費、送電費 (電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、変電費 (電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、配電費 (電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。
- (2) その他に整理された費用のうち、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定 (貸方) を、送配電部門の費用に整理すること。

2. 設定した基準

他社購入電源費、地帯間購入電源費及び事業税のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 15 条の 2 第 1 項の交付金にて手当される費用については、送配電部門以外の費用に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金相当額を送配電部門以外の費用に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額として電気事業営業費用に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金相当額がこれまで送配電部門以外の費用に整理されていたことを踏まえると、当該費用を送配電部門以外の費用に整理する必要があることから、上記基準を設定したもの。

別表第1 2. (1) に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 2. (1) に規定する基準

発生的主要原因を勘案して、水力発電費、火力発電費(汽力発電費及び内
燃力発電費をいう。以下同じ。)、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源
費、地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、他社購入電源費(再エ
ネ特措法交付金相当額を除く。)、他社購入送電費(電源線に係る費用を除
く。)、非化石証書購入費、送電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除
く。)、変電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、配電費(電源
線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、販売費、一般管理費、接続供給託
送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取
引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について(平成29年1月16日
20170116 電委第1号)」2. (11) ②に規定する基準

2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2. (1) に
基づき、次のとおり整理されていること。

(11) 販売費((1)により整理されたものを含む。)は、それぞれ次の
方法により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供給費
用に整理されており、非離島等供給費用は、それぞれ次の方法によ
り、給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。)、調定及び集金
に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)並びにその他販売費
用(以下「一般販売費用」という。)に整理されており、給電費用か
ら、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク給電費用」と
いう。)を抽出することにより整理され、販売需要家費用から、一般
送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク販売需要家費用」と
いう。)を抽出することにより整理され、一般販売費用から、一般送
配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク一般販売費用」という。
を抽出することにより整理されている。

② ①の整理により難しい費用は、別表第2. に定める活動帰属基準又は
配賦基準により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供
給費用に配分することにより整理されている。

(別表第2)

	販売費	
	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—

2. 設定した基準

	配 分 基 準
賃借料	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。） (活動帰属基準)

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

別表第2の販売費における費用等の項目の配分にあたり、賃借料については、賃借物件だけでなく自己所有物件とも相関があることから、自己所有物件及び賃借物件の合計床面積比を用いることが適切であり、当該費用の発生により関連が見られる「業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。

(別 紙)

別表第1 4.に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[別表第1 4.関係【様式第1第2表】]

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）4.に規定する基準
4. 2. 及び3. の規定により送配電部門の費用として整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費及びその他の費用について、様式第1第2表により設備別費用明細表を作成すること。
2. 設定した基準
様式第1第2表の「接続供給託送料」と「電源開発促進税」の費用項目の間に、「賠償負担金相当金」、「廃炉円滑化負担金相当金」および「廃炉等負担金」の費用項目の入力欄を加える。
3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由
令和4年3月31日（号外第70号）公布経済産業省令第24号（電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令）に定める様式第1第2表では、「賠償負担金相当金」、「廃炉円滑化負担金相当金」および「廃炉等負担金」の費用項目の費用を入力する欄が無く、適切な費用整理をする必要があることから、上記基準によることとした。

別表第 1 9. に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔別表第 1 9 関係【様式第 1 第 6 表（記載注意） 4】〕

1. 別表第 1（事業者に係る託送供給等収支配分基準） 9. に規定する基準

7. の規定により作成された固定資産明細表及び 8. の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第 1 第 6 表により超過利潤累積額管理表を作成すること。

様式第 1 第 6 表（記載注意） 4

一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下「平均帳簿価額」という。）に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（平成 24 年 7 月 25 日以降改正法第 1 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 19 条第 1 項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第 18 条第 1 項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第 5 項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第 19 条第 2 項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第 24 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）乗じて算定すること。

2. 設定した基準

平均帳簿価額は、送配電部門に係る固定資産から繰延収益（将来減価償却費相当額として収益計上すべき収益）として諸前受金に計上されている工事費負担金を控除したものの期首と期末における帳簿価額を平均し算定する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

当社管内全域の電力安定供給等を目的に、平成 23 年度に使用開始した北部系統に係る工事（青森県から宮城県まで 50 万 V の送電線の新設、並びに関連する変電所の昇圧工事等）に関し、現在の託送供給等約款の料金を設定した際に用いた資産の帳簿価額は、工事費負担金分を圧縮したうえで原価算定がなされている一方、財務会計においては、設備使用開始時の財務状況等に鑑み、当該設備に係る工事費負担金分を圧縮せず、以降の年度において、

減価償却費のうち工事費負担金相当額を繰延収益として計上している諸前受金から取り崩して電気事業雑収益に同額計上している。

したがって、繰延収益が将来の減価償却費相当額であることから、これを適切に整合させた算定とするため、上記基準によることとした。

別表第1 10. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 10. に規定する基準

供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備(電源線及び前期以前に竣工済みとなったものを除く。以下この別表において「特定設備」という。)に係る投資額(当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。)について、様式第1第7表により特定設備投資額明細表を整理すること。

2. 設定した基準

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資額に限定せず、関連して発生する工事として必要な投資額も当期投資額の対象とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資のみならず、それに関連する投資も発生するが、いずれも、総合資源エネルギー調査会総合部会/地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会の議論を踏まえて行われる投資であり、供給計画により届け出た設備に係る投資と、それに関連する投資を同一の整理とすることが合理的であるため、上記基準によることとした。